



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

上場会社名 マブチモーター株式会社
代表者 代表取締役社長 大越 博雄
(コード番号 6 5 9 2 東証第 1 部)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 伊豫田 忠人
(TEL. 0 4 7 - 7 1 0 - 1 1 2 7)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 17 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 75 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 28 条(社外取締役との責任限定契約)及び第 37 条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更につきましては、予め各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(社外取締役との責任限定契約) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	(取締役との責任限定契約) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
(社外監査役との責任限定契約) 第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	(監査役との責任限定契約) 第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 3 月 30 日(水)
(2) 定款一部変更の効力発生予定日 平成 28 年 3 月 30 日(水)

以 上